

琉球大学学術リポジトリ

草稿『南洋群島の研究』 第二章 沿革 第三節 独逸の活動

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2018-04-17 キーワード (Ja): 矢内原忠雄 キーワード (En): Yanaihara Tadao 作成者: 矢内原, 忠雄 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/38063

矢内原忠雄文庫

史料名	草稿『南洋群島の研究』第二章 沿革 第三節 独逸の活動
封筒番号	249
原文所蔵者	琉球大学附属図書館
撮影年月日	平成 17 年 11 月 14 日
撮影者	富士写真フイルム 株式会社
備考	

矢内原忠雄文庫

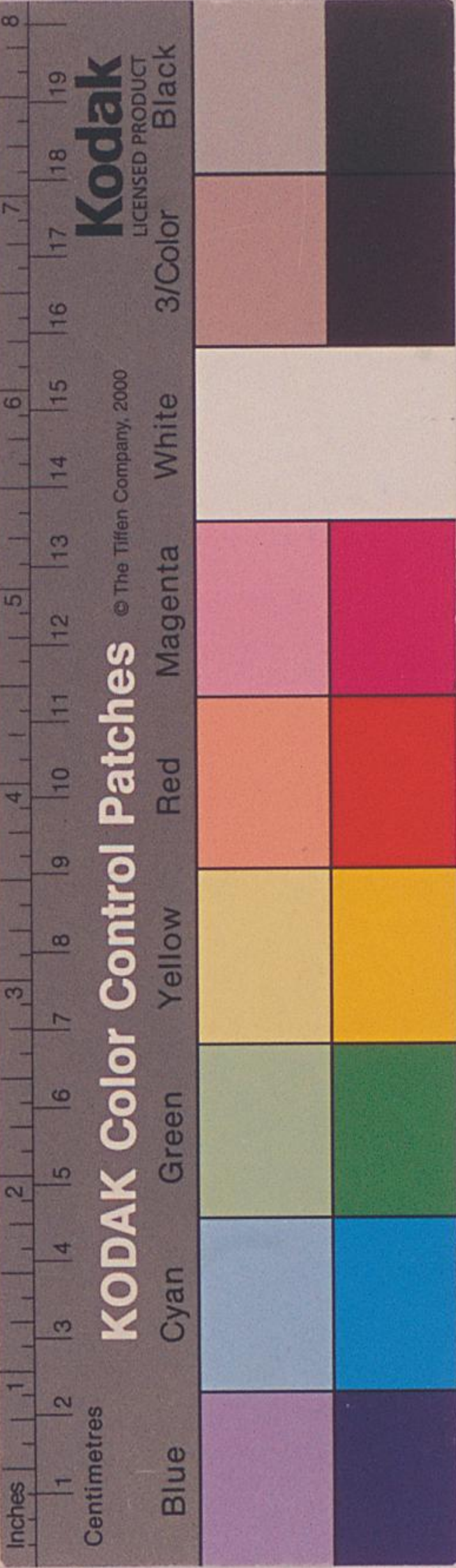
封筒番号：249

史料名	草稿『南洋群島の研究』第二章 沿革 第三節 独逸の活動
資料形態	B4原稿用紙
枚数	8
页数	8
縦 (cm)	21.3
横 (cm)	34.2
厚さ (cm)	
書誌的事項	南洋 『南洋群島の研究』第二章沿革 第三節分割 の記述と似ているので、草稿と考えられる。 今泉分類記号：Y

植民地獲得に従事した。蓋しこの地域以外に
 たるドイツは最も積極的この地域に於ける
 又分割が遂行せられた。殊に新興資本主義國
 ここの二地域に於て眼がましき植民地の爭奪
 獲得を爭ひ得べき地として残されたは従つ
 知るにこの時代に於て列國が新に植民地
 熱の感等を免れなかつたのである。
 ポルトガルの如き老國に於てすら植民地領有
 依統も金科とせる英國にすらゲスレリ
 により帝國主義運動が提唱せられ、スペイン
 領土拓張慾は時代の空氣となり、自由主義の
 獨米等の新興資本主義國の競争が生じた。キ
 ロメートル病又はマイル熱と呼ばれしほどの
 あり、そこには在來の植民國たる英佛の外に
 國の内在的ゆ要となつた。時代は帝國主義と
 義は独占段階に進み、植民地獲得は資本主義
 入りて動搖を感ずるに至つた。同時に資本主
 このイギリスの独占的地位は一八七〇年代に
 資本主義勢力として、従つて植民國とし
 中

帝國主義の争動

(東京文房堂製)



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 70 1 2 3 4 5 6 7 8 9 8 1/12

ドイツが植民帝國たる基礎を築くべき餘地が
存しなかつたからである。ドイツはこの地方
に於て日吉りの一場所を要求したのである
つた。かくの如き情勢は吾々の研究の對象た
るミクロネシアにも及んで居る。
南洋に於けるドイツ活動の先驅者は一七六
六年に創設されたハムブルクのゴッデフロイ商
會にヤツプロに支店を建設し、太平洋方面に廣
範な商業權を握つて居た。同商會は一八七三
年には更にヤルト、エボン、ナモリツク
アロエラフに支店を設け、精力的な活動を開
始した。此の商會の創立者ヨハン・フェザール
ゴッデフロイは私財を投じてハムブルクにゴ
ッデフロイ植物館を建て、南洋各地より蒐集
せる動植物人類学殊に民俗学上の標本を收め
、又クバリー、クライン、レニット、デトリフヒ等
の採集者を派遣し、ゴッデフロイ植物館報
を出して南洋に關する各般の研究調査業績を
発表する等、學界に貢献するところ甚大であ
つた。独乙の南洋經營はこの研究調査を基礎

一八七八年にドイツ最大の南洋事業会社たる
 ゴッデフロイ商會が倒壊し、同年新にドイ
 ツ商業殖産會社が成立したのであるが、資金
 難の爲めその實權はイギリスロンドンのバー
 リング商會に移りんとした。此の時ゴッデフ
 ロイ、ハンゼマン（ディエントゲセルンヤフトの
 支配者）ルツセロウ（ドイツ外幣首役人）等
 はビスマルクを動かして、ビスマルクは遂にバ
 ルリン諸銀行の共主の下に新會社を起し之に
 利子保障を与へんとした。議合にて拒否せ
 られ、同時に此の新會社は解散の悲運に陥つ
 た。併し前記商業殖産會社は充分な資金を得
 て、ゴッデフロイ商會の事業を継ぐ事が出来
 た。
 一八八五年は南洋にとり極めて多端な一年
 であつた。即ち第一に南洋に関する英独の協
 定によつてマーシャル群島は独領となり、一
 八八五年十月十五日にドイツはヤルクトに國
 旗を掲揚した。

（東京文房堂製）

次にカロリン群島については、前記一八七

は英佛と事を構ふを避けんと欲した。又経
 済的には自由貿易の思想はその影響尚深く
 し、政府部内に於てもデルブリュックの如き
 有力なる代表者を有し、且つ實際問題と有れ
 るアフリカ及び南洋の移住地価値又は市場價
 値の微小なることによりて、ドイツは自国民
 の私的なる商業的活動によりて惹起せられ
 る植民地問題に國家として深入りすること
 を回避するの態に出た。
 ビスマルクのこの政策に転用を與へしもの
 は対内的には増大せる資本の要求であり、対
 外的には外國殊に英國との競争であつた。蓋
 しドイツの十九世紀後半に於ける資本主義勃
 興史はその初期より商業又は産業資本と銀行
 資本との強き結合關係を示す。アフリカ又は
 南洋に於て商業的活動に従ふせるハンブルグ
 の商業資本家は早くよりデイスコント、ゲセル
 シヤフト其他のD銀行、金融業者等と資金的
 關係を有し、その援助の下に植民地貿易に従
 事したのである。故に既述の如くゴッドフロ

(東京文庫堂製)

イ商會が倒れた時、その事業救済の爲めに
 商業資本家銀行資本家の結合による壓力によ
 つてビスマルクを動かして得た。ビスマルクは
 その内政上金融業者の支持を必要としたか
 故である。かくの如き商業資本と銀行資本の
 結合組織は單なる商人的活動たるイギリス人
 のそれと比し、ドイツ人の植民地貿易を以て
 初より微づけしものであつた。而して銀行
 資本は單なる商業資本に比し、植民地活動に
 対するその利害關係は一層固定し一層組織化
 せられる。従つて植民地内部の経済的開発及
 治安の維持、即ち植民地統治の要求を一層
 強く持つものである。
 次に、対外的に見れば當時は前にも一言せ
 る如く列強の植民地獲得の競争時代で、我一
 歩後れば彼一歩先んずるの状況であつたか
 ら、ドイツ商人の活動地に対しドイツ政府の
 保護を加ふることを躊躇すればその他は競争
 國の統治に歸し、而してそのことは之を競争
 國資本家の独占地域に編入することに外なら

亦、自國商人の活動の根柢をくつかへず危険
 あるものとして恐れられた。
 かくて事實上獲得せるドイツ商人の活動地
 に保護を與へ、しかも國家として植民地經營
 の財政的困難と國際的紛糾とを避くる途とし
 て、ビスマルクの取つた政策は、保護領の政
 策、即ち特許會社による直接統治の政策であ
 った。その政策の趣旨は一八八四年六月帝國
 議會の豫算委員會及び本會議に於てなされた
 ビスマルクの演説に最も明瞭に現はれて居る
 其の大意は次の様である。曰く、ドイツ
 政府の政策はドイツの海外企業をばイギリス
 式の特許状（チャーター）を範とする保護状（
 エンツワブリーフ）付与の形式によりて保護せ
 んとするにある。これはフランス流の官僚的
 軍事的なる植民地建設ではなからぬ。右の保
 護政策は南洋にも通用さるべく、ただ此の場
 合には之に附加して貯炭所の設置領事制度の
 擴張も併せ考へねばならぬ。上述の保護は
 以前はイギリスに委せられ居たが、今や独

(東京文房堂製)

帝國自ら其の市民の企業保護に當らうとする
 換言すれば独政府の意図は直轄領土（プロ
 ヴィンツ）の建設にはなくして、最高の發展を
 遂げ又結局は独帝國に歸すべき空ニテート
 を得べき商企業を保護するに在る。
 フランス又式政策と呼ぶものに在つては企業
 が正當なりや有望なりやは政府が積極的
 を決定し指導するの正あるが、ドイツの制度
 は之と異り右の歴決決定は之を當事者たる私
 人に委ね、若しその企業が根を下し成長し繁
 茂し、然る上帝國の助けを求め来る時は
 どの時は吾々は之を助けんとするもの正あ
 る。
 南洋に於てドイツ政府よりかくの如き保護
 状を付與せられし特許會社は新ギネア會社及
 ニヤルト會社であつた。新ギネア會社は吾
 々の研究の対象たる南洋群島の範圍外に屬す
 るから是に觸れず、其の後者についで一言
 するであらう。

(東京文房堂製)

既述の如くマレーヤ群島は一八八五年に

ドイツの領土となつた。然るに此の地域の行政権の問題に關し、ビスマルクの政府側とロバートソン（ヘルンスハイム商会）側との意見の対立を見久しく未決定に棄て置かれたが、ヤルトン会社成るに及んで一八八八年には次の如く決定された。即ち会社は行政の費用を負擔し、その主要額を島民への課税及び各種の手數料を以て之に當つべく、而して行政の執行は國家が帝國委員會によつて之を行ふ。然るに後一九〇六年に至り、行政費も亦ド

イツ國家の負擔とし、全島をニューキニア總督に配属せしめた。即ちマーニヤン群島の統治は完全にヤルトン会社のキを離れ、ドイツ政府の負擔するところとなり、會社は専ら商業的活動に従事するものとなりて存続するに至つたのである。蓋し植民地統治の費用の如きは到底一商事会社の永續的に負擔し得るところに乏むからである。

マリアナ、カロリン、パラオ諸島の統治は最印よりドイツ國家が直接担当したるもの